

業務指示書

カンボジア国産業人材育成基盤形成に資する教育セクター情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年12月9日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年12月14日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

(○) 認めます。

() 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

() 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は囑託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：教育セクターに係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／教育課題分析）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：教育課題分析に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：カンボジア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 教員養成大学分析】

- 1) 類似業務の経験：教員養成大学分析に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：カンボジア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 工学教育分析】

- 1) 類似業務の経験：工学教育分析に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：カンボジア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年12月18日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(KHR1 = 0.030円, US\$1 = 122.85円, EUR1 = 130.12円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部 (麹町) 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/教育課題分析
教員養成大学分析
工学教育分析

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

9.00 M/M

2. 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年1月12日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
カンボジア国産業人材育成基盤形成に資する教育セクター情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/教育課題分析	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 教員養成大学分析	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 工学教育分析	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

カンボジア教育・青年・スポーツ省（以下「教育省」）は、2014年から2018年までの国家開発戦略に沿い、2030年までにカンボジアを高中所得国に引き上げるための人的資源確保を目指した教育戦略計画（2014-2018）を策定した。本戦略において、教員は教育の質を左右する重要な要素であると位置づけられており、2015年には包括的な教員改革に関わる教員政策行動計画（2015-2020）が発表された。これらの政策に代表されるように、カンボジアでは質の高い教育を提供するため、現在、大規模な教育改革が進められている。

JICAはカンボジアに対し、基礎教育分野（理数科教育）において技術協力「理科教育改善計画プロジェクト」を2000年から2005年に実施し、高校理数科、教員養成に関する支援を開始した。また、同プロジェクトは、2008年から2012年に実施したフェーズ2、2013年から2016年3月まで実施予定のフェーズ3において、小中理数科教育に支援を拡大し、中学校理数科教師用指導書（5科目）を作成するなど、教員の能力強化及び学校現場における授業改善に取り組んできた。さらに、より上位のレベルにおいては、教員政策（TP: Teacher Policy）及び上述した教員政策行動計画（TPAP: Teacher Policy Action Plan）の策定を支援する等、広義の教員養成強化に向けた取り組みも行ってきた。加えて、高等・技術教育分野においては、「カンボジア日本人材開発センタープロジェクト」「カンボジア工科大学教育能力向上プロジェクト」「アセアン工学系高等教育ネットワークプロジェクト」などを実施し、カンボジアにおける産業人材の育成に取り組んだ実績がある。

このような背景の下、2015年7月、JICAカンボジア事務所と教育大臣の間で面談が行われ、本年9月に公表された産業開発政策（2015-2025）に基づき、カンボジアにおける産業人材育成¹に向けた教育改革²の推進について、基礎教育から高等教育までの教育分野において、資金協力を含む幅広い支援を検討するようJICAに対し要望があった。より具体的な要望としては、上記教員政策行動計画において教育省が定めている2020年までの教員養成大学（TEC: Teacher Education College）設立に向けた施設及び機材の整備が検討されており、その後、2015年度要望調査プロセスにおいて、教育省より日本政府に対し、同教員養成大学設立に向けたソフト面の整備に係る新規技術協力プロジェクトの要請が上げられた。しかしながら、個別の計画については教育省内でもまだ具体化されていないため、教育省とともに具体的計画を策定することが求められている。

これまでのJICAの支援実績に基づき、教育大臣から要望のあった教育改革及び産業人材育成の推進に向けた支援策を策定するとともに、新規要請のあったプロジェクトの位置づけを確認するため、本業務では、カンボジアにおける基礎教育及び高等・技術教育セクターの全体像を広く把握・分析した上で、課題の抽出と課題解決のための方向性を検討するものである。

¹ 2015年8月、カンボジア政府によって産業政策（IDP: Industrial Development Policy）が正式発表された。IDPにおいては、2025年までの産業改革実現を目標に、様々な取組事項が網羅されており、産業人材育成についても言及されている。

² 2013年のHang Chuon Naron教育大臣の就任以来、カンボジア教育・青年・スポーツ省が推進している教育改革。教員給与改革、試験改革、教員養成改革等、8つの重点項目が設定されている（明文化はされていない）。

2. 業務の目的

カンボジアの基礎教育及び高等・技術教育セクターの現状、課題やその要因、当該国の政策的優先順位、優先的開発課題、他ドナーの取組み等を分析したうえで、課題解決のために JICA が取り組むべき方針を検討し、その概要についてカンボジア側関係機関と調整を図る。また、その過程で、同方針に基づき今後活動を実施する上で前提となるカンボジア政府（特に教育省）の方針についても、可能な限り整理・提案する。

3. 業務の範囲

本業務は、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

4. 実施方針及び留意事項

(1) 調査対象セクター

本調査では、産業人材育成基盤形成に資する教育セクターを主な調査対象としている。教育セクター全体を俯瞰し、産業人材育成という観点から、基礎教育及び高等・技術教育分野において、今後 JICA として取り組むべき方向性を打ち出すための調査である。

(2) 調査工程

本調査では、情報収集にとどまらず、調査後の円滑かつ迅速な案件形成及びその実施に資するため、以下の4つの活動を想定している。については効率的な調査工程をプロポーザルの中で提案すること。なお、本調査では、調査期間を2回に分けることを想定しているが、第一次現地派遣で基礎的な情報を集めつつ関係者と協議を開始し、第二次現地派遣の際、JICA 支援案について関係者と協力の方向性を検討することが期待されている。

① 情報収集

詳細は、下記「6. 業務の内容（2）現地調査」参照のこと。

② 教育改革に係る教育省方針の確認

現地調査期間中にカンボジア教育省の意向を十分に聴取し、教育省内における今後の教育改革に係る合意形成を支援するために課題の整理と方針の提案を行い、先方の意見を取りまとめるためのワークショップを開催すること（本ワークショップに係る経費は本見積りとする）。その過程においては、JICA カンボジア事務所及び人間開発部と密に協議しつつ、作業を進める。

<想定ワークショップ概要>

目的：カンボジア教育省からの意見聴取及びカンボジア教育省内の教育改革に係る合意形成支援

規模：カンボジア教育省関係者約 20 人を想定

期間：5 日間

場所：プノンペン市内

③ JICA 支援の方向性（案）の提案

JICA カンボジア事務所及び人間開発部と協議した JICA 支援案について、カンボジア教育省関係者及び他ドナー関係者からのヒアリングを行うためのワークショップを開催する。

<想定ワークショップ概要>

目的：カンボジア教育省及び他ドナーからの JICA 支援案に関する意見聴取

規模：カンボジア教育省関係者約 20 人及び他ドナー関係者約 10 名

期間：5 日間

場所：プノンペン市内

④ JICA 調査団員の支援（新規案件に関するカンボジア側との調整）

JICA 支援案に関するカンボジア教育省と JICA 調査団員による合意形成の支援を行う。

（2）現地調査の実施体制

本調査の目的は、上述の通り JICA としての支援方針を策定することにあるが、本調査内容は、他ドナー及び教育省の関心も非常に高い。また、調査結果に対する教育省のオーナーシップとコミットメントを高めるためにも、教育省や他ドナーと共同で調査を実施することが望ましい。ついては、効果的な調査実施体制をプロポーザルの中で提案すること。

（3）基礎教育から高等教育までの今後の 10 年を見据えた支援の検討

カンボジア教育大臣からの要望は、JICA の全てのスキーム（技協・無償・有償）を有効に活用し人材育成に資する包括的な支援の方向性を打ち出すことである。よって、教育セクターの情報収集及び人材育成の課題分析に基づき、TEC 設立や高等・技術教育機関に向けた施設及び機材の整備を目的とした無償・有償資金協力を念頭に置いた事業実施の必要性・妥当性についても検討した上で、基礎教育及び高等・技術教育に関して今後の 10 年間を見据えた様々な支援の可能性を提示すること。また、基礎教育（初等～前期中等）の質の改善、技術教育（工業高校等）、及び、工学系高等教育による人材養成制度の改善といったそれぞれのテーマについて、今後のどのような支援が考えられるか整理すること。

（4）上記包括的な支援策における新規技術協力要請案件の位置付け確認

上記（1）③の支援方向性（案）において、今回カンボジア政府から要請のあった教員政策に係る新規技術協力案件の位置付けを明確にすること。本新規技術協力案件は 2015 年度要望調査にて上がった案件であり、要請内容が教員養成大学設立に関する法及びカリキュラム整備、教員資格に関する法整備、教員のキャリア階層に関する整備、小学校校長に関する資格（基準）の整備と多岐に亘っているため、カンボジアにおける教育改革の全体像を把握した上で、作成する JICA としての支援方向性（案）の中で明確に位置づける必要がある。

（5）技術教育分野の調査方針

技術教育分野については、カンボジア（特に経済特区（SEZ）における製造業振興を念頭に、製造現場で監督を行える技術者の人材育成を想定している。現時点では工業高校を想定しているものの、上記の観点から、他の技術教育機関（技術短大等）の活用可能性も含めて調査・検討を行うこと。

（6）他ドナーとの情報交換

カンボジアの教育セクターでは World Bank、ADB、UNICEF、や EU 等の他機関もこれまで支援を行ってきている。このため、カンボジア教育省に対する今後の JICA 支援方向性を示す際には、他ドナーからも合意を得ている必要がある。ドナー関連情報の収集分析に留意するとともに、他ドナーとの協議も十分に行うこと。また、当該セクターのドナー会合があれば適宜出席して情報共有を行うとともに、必要に応じて別途ドナー対象のワークショップを開催し、本調査に関する情報共有や意見交換を行うことが望ましい。

5. 業務の内容

<第一次派遣>

2016 年 2 月上旬より国内準備期間

2 月中旬～3 月中下旬まで現地調査

(1) 国内事前準備

- 1) 業務計画書（和文）を作成し、JICA 人間開発部の了解を得る。
- 2) 既存の文献、JICA 関係者へのインタビューを通じた情報収集・整理を行う。
- 3) インセプション・レポート（和文・英文）を作成する。
- 4) 必要に応じ、カンボジア政府機関および他援助機関等に対する質問票（英文）を作成する。
- 5) プロポーザルにて提案した現地調査実施体制の構築に向けて必要な準備と調整を行う。
- 6) 調査団事前打ち合わせ、対処方針会議に出席し、出席者のコメントに基づき調査項目を更新する。

(2) 現地調査

- 1) JICA カンボジア事務所および在カンボジア日本大使館と打合せを行い、調査内容及び調査方針を説明する。
- 2) プロポーザルにて提案した現地調査実施体制に基づき、関係者とキックオフミーティングを開催し、調査内容及び調査方針を確認する。
- 3) カンボジア側関係機関及び他ドナーにインセプション・レポートを説明する。
- 4) 過去の基礎教育、高等・技術教育分野における技術協力、および教育分野における無償資金協力の成果を確認する。
- 5) 基礎教育セクターに関する最新の基本情報を収集する。
具体的調査項目は以下の通り。なお、項目によっては既に教育省や他ドナーによって調査実施済み（レポート作成済み）のものもあるため、適宜それら情報を活用し、効率的な情報収集を行うよう留意すること。

①社会経済状況と開発政策

- (ア) 社会経済状況
- (イ) 地理的状況
- (ウ) 国家行政、国家計画、開発政策
- (エ) 日本との関係
- (オ) 各ドナーの支援状況

②教育事情、教育セクター開発計画、上位計画

- (ア) 教育制度
- (イ) 教育行政（他の関係組織・機関含む）
- (ウ) 教育財政（中央、地方、学校の予算の仕組みを含む）
- (エ) 教育セクター開発計画

③教育政策

- (ア) 基礎教育セクターの政策・計画 国家開発計画における教育セクターの位置づけ、その実施状況
- (イ) 基礎教育セクターに関する組織および業務分掌
 - 中央・地方教育機関の組織図・所掌事項・役割分担
 - 学校の校務
 - 学校管理職の権限
 - 教員の職務
- ④基礎教育の課題と要因
 - (ア) アクセス
 - 就学状況（教育施設の状況、教室数、児童/生徒数、学校数等含む）
 - 就学の継続（修了率）
 - 就学格差（男女、地域、所得等）
 - (イ) 質
 - 学習プロセス（教授法及び教員の指導能力、児童の学習態度、カリキュラム・教科書等）
 - 学習内容と社会、経済、家庭との関連性学習達成度
 - 格差（学習達成度）の確認（地域、社会経済背景・社会階層、ジェンダー）
 - (ウ) マネージメント
 - 関係組織の権限と役割分担
 - 関係組織の運営実施能力
 - 関係者の意欲、意識
 - 監督とモニタリング能力
 - 予算
 - (エ) 上記を踏まえたカンボジアの教育課題
- ⑤基礎教育セクター全般
 - (ア) 基礎教育セクターにおける学力評価のシステム・制度
 - (イ) カリキュラムの概要（学習指導要領の有無等）
- ⑥教員の現状
 - (ア) 教員の指導力、支援ニーズ
 - (イ) 教員の勤務実態（放課後の自宅での補修等含む）
 - (ウ) 教員同士の学び合う習慣等
 - (エ) 採用・研修・昇進制度の概要
 - (オ) 教員のモニタリング・評価、給与・待遇、処遇
 - (カ) 教育資格
- ⑦教員養成の現状
 - (ア) 教員養成に係る制度
 - (イ) 教員養成校の現状（人材、施設、機材、予算）
 - (ウ) 教員養成カリキュラム
 - (エ) 教員養成課程における支援ニーズ
 - (オ) 新規教員養成大学設立に関する法
- ⑧教員研修の現状
 - (ア) 既存の教員研修制度概要
 - (イ) 教員研修カリキュラム
 - (ウ) 教員研修と教員のキャリア形成との関連
 - (エ) 教員研修における支援ニーズ

⑨カンボジア政府の課題への取組み状況（教育改革の現状と方向性）

⑩他ドナーの支援状況

（ア）実施中プロジェクト

（イ）他ドナーからの教訓（内容別・地域的支援状況から、重複・調整の確認）

6）高等・技術教育セクター（大学、工業高校等）に関する最新の基本情報を収集する。

①高等・技術教育セクターの現状と課題

（ア）高等・技術教育セクターの概況（学校数、進学率・進学者数、分野的傾向等）

②高等・技術教育セクターに係る政策

（ア）政策における位置づけ（高等教育改革の動向含む）

（イ）高等・技術教育の制度

（ウ）財政・予算

（エ）教員政策（採用及び配置、資格（教授制度含む）、研修、給与、管理制度等）

（オ）高等・技術教育機関の設置認可・評価・モニタリングシステム

③カンボジアの産業人材育成ニーズ

（ア）経済構造・産業動向（日本企業の展開動向含む）

（イ）必要とされる産業人材の人材像

（ウ）カンボジア政府の対応状況

（エ）我が国の支援状況

④カンボジアの主要大学（工学系学部）の現状と課題

以下の2大学について、（ア）～（サ）について調査を行う。また、補足情報として、プノンペン王立大学、及び代表的な私立大学（工学系学部を有する大学）についても情報収集を行う。

・バタンバン大学

・スバイリエン大学

（ア）大学の全体概要

（イ）工学系プログラムの現状（カリキュラム、シラバス、教材、学習成果達成状況、施設・機材等の教育・研究環境、研究資金、学会活動等）

（ウ）教員の現状（人数、構成、資格、採用方法等）

（エ）学生の現状（人数、構成、出身地比率、就職率・就職先等）

（オ）留学制度（国内・海外の大学とのネットワーク、教員・学生の交換・交流）

（カ）産学連携

（キ）予算

（ク）課題（大学自体の課題や、上記③の産業人材育成ニーズと両大学が提供する教育内容とのギャップの現状等）及びその要因

（ケ）カンボジア工科大学（ITC）との連携可能性（教員のITC修士コースへの国内留学・研修を始めとする国内大学間ネットワーク構築、教員による共同研究の可能性等）

⑤カンボジア工科大学（ITC）の現状と課題

すでにJICA技術協力を実施しているITCにおいて、以下の項目を確認する。

（ア）職業訓練コース（概要と下記⑥の技術教育機関へのリソース提供の可能性含む）

（イ）大学院コース（概要と上記④（ケ）との関連）

⑥地方の技術教育機関の現状と課題

・シアヌークビル、バベット、ポイペト、プノンペンSEZの概況と人材ニーズ

・上記4地域周辺に存在する技術教育機関（工業高校等）の現状と課題

- (ア) 概要
- (イ) 教育システム
- (ウ) 教員の現状（人数、構成、資格、採用方法等）
- (エ) 学生の現状（人数、構成、出身地比率等）
- (オ) 学生の進路（大学入学率・入学先、就職率・就職先等）
- (カ) 工学系プログラムの現状（カリキュラム、シラバス、教材、学習成果達成状況、施設・機材等の教育環境等）
- (キ) 予算
- (ク) 新たな技術教育機関（高等専門学校等）のニーズと妥当性

⑦ドナーの支援動向

⑧上記①～⑦の結果を踏まえた今後の優先課題

- (ア) 大学（工学系）の強化のための優先課題及び
- (イ) 技術教育機関の強化のための優先課題

7) 基礎教育、高等・技術教育セクターのそれぞれについて、技術協力及び無償・有償資金協力の支援可能性について、以下の観点から検討を開始する。

（教員政策全般）

- ①教員資格制定に関する支援の必要性及び支援の内容
- ②教員の職能開発及びキャリア階梯整備に関する支援の必要性及び支援の内容
- ③学校長に関する資格要件及び職能開発に関する支援の必要性及び支援の内容
（教員養成校（TEC）の設立に向けた支援）
- ④TEC 設立に関する法整備の必要性、支援の内容及び可能性
- ⑤TEC カリキュラム策定に関する支援の必要性及び内容
- ⑥その他、TEC 設立に関するソフトコンポーネント支援の必要性及び内容
- ⑦TEC 設立に向けた施設及び機材の整備支援の必要性（需給分析、予想される事業効果等）及び妥当性の検証
- ⑧想定される支援の施設計画、機材計画調査
 - (ア) 教育改革の方向性や将来的なニーズを基に、短中期に必要な施設・機材整備の需要
 - (イ) 施設・機材の規模（施設の大きさや効果の大きさ）
 - (ウ) 施設・機材の型式（技術的・経済的見地からの妥当性）
 - (エ) 施設・機材の施設計画（実施機関の建設と運用能力、技術水準、設計プロセス、設計基準と手続き、工事手法等）
- ⑨対象サイトの選定基準、及び、状況調査（自然条件調査含む）
- ⑩事業費と資金計画
 - (ア) 事業費（施設・機材、コンサルティング・サービス、用地取得・補償、予備費、その他）
 - (イ) 事業費の評価
 - (ウ) 資金計画（年次別資金需要、予算割当、転貸（Relending））
 - (エ) 事業費にかかるコスト削減の検討
事業費の算出に当たっては、コスト削減の可能性を十分に検討し、コスト削減にかかる検討結果を提出する。
- ⑪プロジェクトの実施・運営・維持管理体制の確認（教育省、地方自治省、各県等の責任）
- ⑫想定事業に係る提言
 - 想定される事業について、以下の項目を含む提言を行う。
 - (ア) 事業効果

(イ) 事業実施上の課題

(ウ) 事業実施上の提言

⑬環境社会配慮、女子・女性、障害児・障害者等を含めた社会開発的側面への配慮確認

(ア) 環境社会配慮

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(平成22年4月)に基づき、環境社会配慮に関する法令規定、関連省庁等を確認し、本計画のカテゴリーを確認するとともに、本計画の実施に際して必要となる諸手続きがあれば、その内容・プロセスを確認する。

(イ) ジェンダー課題に関する調査

- ・対象学校における生徒、学生数や教員数の男女別の統計データやジェンダー課題に関する情報を収集し、ジェンダー格差の状況を把握する。
- ・既存施設視察、女子生徒、学生や女性教員に対するヒアリングを行い、女子生徒、学生の就学促進に関する情報を収集する。
- ・施設計画(設計仕様、トイレなど)における対する具体的なジェンダー配慮事項を提案する。

⑭バタンバン大学、スパイリエン大学

(ア) 支援の対象学部/学科

(イ) 支援の必要性、妥当性、予想される事業効果

(ウ) 支援の内容

- ①教育面：教育内容(実験・実習、講義)改善、教員の能力向上
- ②施設面：施設の使用目的/機能、収用人数、平米数
- ③機材面：要請機材リスト
- ④組織運営面：大学運営、産業界・地域社会との連携等

(エ) 形態、規模、期間

⑮シアヌークビル、バベット、ポイペト、プノンペン SEZ 周辺に存在する技術教育機関(工業高校等)

(ア) 支援の対象機関

(イ) 支援の必要性、妥当性、予想される事業効果

(ウ) 支援の内容

- ①政策・制度面：当該技術教育機関に係る政策・制度の改革
- ②教育面：教育内容(実験・実習、講義)改善、教員の能力向上
- ③施設面：施設の使用目的/機能、収用人数、平米数
- ④機材面：要請機材リスト
- ⑤組織運営面：学校運営、産業界・地域社会との連携等

(エ) 形態、規模、期間

<第二次派遣>

4月上旬より国内準備期間

4月中旬～5月上旬まで現地調査

(1) 国内事前準備

- 1) 個別想定案件の大枠(技プロ、無償/有償)を含む教育セクターにおける JICA 協力プログラム(案)を作成し、JICA 本部関係部署およびカンボジア事務所(TV 会議利用)と検

討する。なお、プログラム案作成にあたっては、カンボジアにおける産業人材育成の観点から、技術協力、無償資金協力、有償資金協力、課題別研修、青年海外協力隊派遣等との連携・相乗効果を含めた形で記載する。

- 2) 調査団事前打ち合わせ、対処方針会議に出席し、席者のコメントに基づき1) で作成する JICA 協力プログラム (案) を更新する。

(2) 現地調査

- 1) カンボジア教育省及び他ドナーに対し、国内作業で作成した JICA 協力プログラム (案) を説明し、意見聴取を行う。
- 2) カンボジア教育省及び他ドナーからの意見を踏まえ、JICA 協力プログラム (案) について、JICA 人間開発部及びカンボジア事務所と協議し更新する。
- 3) 上記2) の過程を通し、カンボジア教育省内における TEC 設立を中心とした今後の教育改革に係る状況を整理する。
- 4) JICA 本部からの調査団員に協力し、上記3) で合意が図られた JICA 協力プログラム(案) 及び新規案件の大枠についてカンボジア側関係機関と合意するため、ミニッツの作成を支援する。
- 5) 本調査後に行われる協力準備調査に向けて、今後の協力(技プロ、無償、有償)に活用可能と思われる現地リソースに関する情報を整理する。
- 6) 現地調査結果を、JICA カンボジア事務所および在カンボジア日本大使館に報告する。

(3) 帰国後整理

- 1) 現地調査帰国報告会資料を作成し、帰国報告会にて結果を報告する。
- 2) 報告書(和文)を作成する。

6. 成果品等

(1) 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(3)を成果品とする。成果品の提出期限は、2016年5月下旬とする。

なお、以下に示す部数は、当機構へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- | | |
|------------------|------------------------------|
| (1) 業務計画書 | : 和文1部(簡易製本)および電子データ |
| (2) インセプション・レポート | : 英文1部(簡易製本) |
| (3) ファイナル・レポート | : 和文5部(製本)および英文5部(簡易製本)電子データ |

(4) 収集資料

契約期間中に収集した資料、データ及びリスト一式(JICA図書館の定型様式)を提出する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

現地調査期間を2回に分け、第一次調査において基礎的な情報を収集し、第二次調査では、JICA支援案について、カンボジア教育省との調整を図り、さらに、他援助関係機関からも同支援策について意見聴取を行う。具体的な想定期間は以下の通り。

第一次派遣：

2016年2月上旬より国内準備期間
2月中旬～3月中下旬まで現地調査

第二次派遣：

4月上旬より国内準備期間
4月中旬～5月上旬まで現地調査

報告書の提出は2016年5月下旬までに行う。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

全体 約17.5M/M

(2) 業務従事者構成（案）

- ア) 総括／教育課題分析（2号）
- イ) 教育行政・政策分析
- ウ) 教員養成大学分析（3号）
- エ) 工学教育分析（3号）
- オ) 技術教育分析
- カ) 建築設計・施設計画
- キ) 機材計画

なお、業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 配布資料/公開資料

(1) 配布資料

- ・教員改革支援に係る新規技術協カプロジェクト要請書（電子データ）
- ・カンボジア教育戦略計画（2014-2018）（電子データ）
- ・カンボジア教員政策行動計画（2015-2020）（電子データ）
- ・カンボジア産業開発政策（2015-2025）（電子データ）
- ・CDRI (Cambodia's leading independent development policy research institute) 報告書「Cambodia's Skill Gap (An Anatomy of Issues and Policy Options)」(電子データ)

(2) 公開資料

- ・ JICA 技術協力「理数科改善計画プロジェクト」報告書一式
<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWParentSearch/6815E12E56B45A05492575D100353FEA?OpenDocument&pv=VW02040104>
- ・ JICA 技術協力「理数科改善計画プロジェクト・フェーズ 2」報告書一式
<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWParentSearch/672ECFD8F5A488A8492575D1003546B7?OpenDocument&pv=VW02040104>
- ・ JICA 技術協力「前期中等理数科教育のための教師用指導書開発プロジェクト」実施協議報告書
<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWParentSearch/2229CADED17021E549257B880079DD68?OpenDocument&pv=VW02040104>
- ・ JICA 無償資金協力「プノンペン前期中等教育施設拡張計画」準備調査報告書
http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12153219.pdf
- ・ JICA 技術協力「カンボジア工科大学教育能力向上プロジェクト」報告書一式
<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWParentSearch/1880479D9C0CE1624925793B0079D338?OpenDocument&pv=VW02040104>
- ・ JICA 技術協力「アセアン工学系高等教育ネットワークプロジェクト・フェーズ 2」報告書一式
<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/SearchResultView/d1695a85efc76bc9492575d100353e99?OpenDocument>
- ・ JICA 技術協力「カンボジア日本人材開発センタープロジェクト」報告書一式
<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWParentSearch/7AE501DBAC1C0E71492575D1003543F8?OpenDocument&pv=VW02040104>
- ・ JICA 技術協力「カンボジア日本人材開発センタープロジェクトフェーズ 2」報告書一式
<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWParentSearch/A9A0B7974912E5F5492575D1003546D0?OpenDocument&pv=VW02040104>
- ・ JICA「カンボジア国産業人材育成プログラム準備調査ファイナルレポート」
http://www.jica.go.jp/cambodia/office/information/investment/ku57pq00001vq88t-att/final_report.pdf
- ・ JICA「カンボジア国 産業政策策定支援情報収集・確認調査ファイナル・レポート」
http://open_jicareport.jica.go.jp/600/600/600_109_12082863.html
- ・ JICA 報告書「カンボジア、ラオス、ミャンマー国 民間連携による産業人材育成基礎調査」
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000005099.html>
- ・ JICA 報告書「アセアン工学系高等教育ネットワークプロジェクト産業界・高等教育セクターニーズ調査」
http://open_jicareport.jica.go.jp/600/600/600_100_12041877.html
- ・ JICA 報告書「カンボジア王国 人材育成奨学計画準備調査」
http://open_jicareport.jica.go.jp/247/247/247_109_12149969.html
- ・ ADB 報告書「Cambodia's Special Economic Zones」
<http://www.adb.org/sites/default/files/publication/175236/ewp-459.pdf>

4. 現地再委託

想定していない。

5. 便宜供与等

関係機関との協議アポイントの取り付け、相手国実施機関に対するインセプション・レポートおよび質問票の送付は事前に JICA カンボジア事務所により行う。現地調査に係る車両手配、宿泊手配、通訳手配等は原則コンサルタントが行い、その経費については見積額に含め

ること。

6. その他

(1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA カンボジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上